

2 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法(別表第3)

(1) 高等学校教諭1種免許状

① 高等学校助教諭免許状から1種免許状を取得する方法《短期大学卒業等の場合》

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

高等学校助教諭(臨時)免許状取得後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	5	6	7	8	9	10	11	12	以上
高等学校助教諭(臨時)免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位	45	40	35	30	25	20	15	10	

最低修得単位数		10	9	8	7	6	5	4	3	
教科に関する専門的事項に関する科目	○最低修得単位数が10単位の場合 免許教科の種類に応じた「教科に関する専門的事項に関する科目」(P18参照)のすべての科目について、それぞれ1単位以上修得すること									
	○最低修得単位数が10単位未満の場合 免許教科の種類に応じた「教科に関する専門的事項に関する科目」の2以上の科目について、それぞれ1単位以上修得すること ただし、「教科に関する専門的事項に関する科目」の数が2以下の免許教科にあつては、1以上の科目について1単位以上修得すること									

最低修得単位数		12	11	10	9	8	7	6	4
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	5	4	4	3	3	2	2	1
	各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	4	4	3	3	2	2	1

最低修得単位数		8	7	7	6	5	4	4	3	
大学が独自に設定する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」または大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること									

- (注) 1 在職年数には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教員としての期間を含む。また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(5年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

②高等学校助教諭免許状から1種免許状を取得する方法《4年制大学卒業等の場合》

※ 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び(短期)大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

【別表第3、施行規則第11条・第12条・第13条、県教委規則第23条】

高等学校助教諭(臨時)免許状取得後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	以上 6
高等学校助教諭(臨時)免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位 25	20	15	10

最低修得単位数		5	4	4	3
教科に関する専門的事項に関する科目	免許教科の種類に応じた「教科に関する専門的事項に関する科目」(P18)の2以上の科目について、それぞれ1単位以上修得すること ただし、「教科に関する専門的事項に関する科目」の数が2以下の免許教科にあつては、1以上の科目について1単位以上修得すること				

最低修得単位数		7	6	5	4
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2	2	2	1
	各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	1

最低修得単位数		8	7	5	3
大学が独自に設定する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」または大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること				

- (注) 1 在職年数には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教員としての期間を含む。また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(3年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

(2) 高等学校教諭専修免許状

① 高等学校1種免許状から専修免許状を取得する方法

【別表第3、施行規則第11条】

高等学校1種免許状取得後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	3年以上
高等学校1種免許状取得後、大学院等において修得することを必要とする最低単位数	「大学が独自に設定する科目」 15単位

- (注) 1 在職年数には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教員としての期間を含む。また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。

【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】

- 2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

- 3 大学院、大学(短期大学を除く。)の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習若しくは公開講座等において修得すること。

【別表第3備考第4号・第6号】

- 4 「大学が独自に設定する科目」のうち3単位までは、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目をもってこれに替えることができる。

【施行規則第11条の表備考第1号】

(2) 単位の修得方法

①「教科に関する専門的事項に関する科目」の修得方法

【施行規則第5条の表備考第1号】

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ○ 国文学(国文学史を含む。) ○ 漢文学
地理歴史	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本史 ○ 外国史 ○ 人文地理学・自然地理学 ○ 地誌
公民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 ○ 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 ○ 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代数学 ○ 幾何学 ○ 解析学 ○ 「確率論、統計学」 ○ コンピュータ
理科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物理学 ○ 化学 ○ 生物学 ○ 地学 ○ 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソルフェージュ ○ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ○ 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ○ 指揮法 ○ 音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)、音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵画(映像メディア表現を含む。) ○ 彫刻 ○ デザイン(映像メディア表現を含む。) ○ 美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
工芸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図法・製図 ○ デザイン ○ 工芸制作(プロダクト制作を含む。) ○ 工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉学(職業指導を含む。) ○ 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ○ 社会福祉援助技術 ○ 介護理論・介護技術 ○ 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) ○ 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ○ 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商船の関係科目 ○ 職業指導

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
書道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書道(書写を含む。) ○ 書道史 ○ 「書論、鑑賞」 ○ 「国文学、漢文学」
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育実技 ○ 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) ○ 生理学(運動生理学を含む。) ○ 衛生学・公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ○ 衛生学・公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
看護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ○ 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) ○ 看護実習
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ○ 被服学(被服製作実習を含む。) ○ 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ○ 住居学(製図を含む。) ○ 保育学(実習及び家庭看護を含む。) ○ 家庭電気・家庭機械・情報処理
情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報社会・情報倫理 ○ コンピュータ・情報処理(実習を含む。) ○ 情報システム(実習を含む。) ○ 情報通信ネットワーク(実習を含む。) ○ マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。) ○ 情報と職業
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の関係科目 ○ 職業指導
工業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業の関係科目 ○ 職業指導
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業の関係科目 ○ 職業指導
水産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水産の関係科目 ○ 職業指導
職業指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業指導 ○ 職業指導の技術 ○ 職業指導の運営管理
英語	<ul style="list-style-type: none"> ○ 英語学 ○ 英語文学 ○ 英語コミュニケーション ○ 異文化理解
宗教	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宗教学 ○ 宗教史 ○ 「教理学、哲学」

※すべての科目において、一般的包括的内容を含めて修得する。